

申し入れ書

出入国在留管理庁 長官殿
東日本入国管理センター所長殿
東京入国管理局局長殿

牛久入管収容所問題を考える会
2019年4月10日

当・牛久入管収容所問題を考える会は、東日本入国管理センター（及び、東京入国管理局）において長年にわたり被収容者に対し面会行動を行っている NGO グループです。

2019年度となり4月1日より出入国在留管理庁としての新体制が発足し、その下での東日本入国管理センター及び全国の各収容施設となりました。国際情勢の激動下、この国と関わる最初と最後の機関をになう出入国管理が「人の安全保障」の観点からもますます重要となっており退去強制令書の発布に伴う東日本入国管理センター及び全国の収容施設への収容とその処遇はますます人道的配慮が求められていると思われまます。極めて残念なことに現在の東日本入国管理センター（及び東京入国管理局）の現状は全くこれに反するものがあります。以下の点について改善を強く申し入れします。

昨年、平成30年2月28日、当時の法務省入国管理局長・和田雅樹名で出された各入管施設長に対する「被退去強制令書発布者に対する仮放免措置に関わる適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」、及びこれ以前の2015年には「仮放免の判断を慎重に行うように」2018年の「難民認定制度のさらなる運用の見直しについて」が発せられ、この影響により、各収容施設での仮放免制度の運用が極めて厳しく制限され、長期収容が激増しています。東日本入国管理センターではどうあっても出身母国には帰れない難民申請者、家族が日本にいる方などの「帰国を拒む被収容者」が激増しています。

*平成30年12月末現在で、法務省が公表した東日本入国管理センターの被収容者数325人中、6ヶ月以上の長期収容者数は306名です。（センターのみの収容）

2年、3年以上の長期収容者が増え、ストレス等による精神的・肉体的疲弊により収容環境は悪化し続けています。

当会は昨年末より、東日本入国管理センターのみではなく収容令書発付後の通算での収容期間を独自調査しました。当会が面会している方で品川に2014年1月収容、2014年11月に牛久に移送され未だ収容され続けている方や、再収容者、再々収容者の存在等、長期収容の実態がより深刻である事が浮き彫りになりました。

東日本入国管理センターからの仮放免者は昨年度は 58 件と以前に比べ 4 分の 1 程度に激減しています。仮放免が許可された方々も重い精神障害、重篤な病気を抱えた方がほとんどです。しかも保証金の高額化、病気治療目的者に対する診療文書の提出と再収容を迫る新たな確約書をとるやり方等々国際的な人権問題であり、人道上許されることではありません。

昨年 4 月のインド人難民申請者の自殺、2010 年の韓国人、日系ブラジル人の自殺、2014 年のカメルーン人とイラン人の病死、2017 年のベトナム人の病死と貴センターでの処遇のあり方が問題です。今現在も自殺未遂・自傷行為、入所者間及び職員とのトラブルは激増しています。

帰国を拒否する方々の実態、被収容者の家族に対する入管側の「帰国を迫る罵詈雑言」等、全く国際的な難民条約、国際人権規約、親子分離などの子どもの権利条約に違反する非人道的扱いについて、面会行動による「被収容者の訴え」を長年聞いている NGO として、現在の東日本入国管理センター及び全国の入管施設における収容と処遇のあり方は憤りを禁じ得ないものが数々あります。

「人身の自由は人権の中でも最も重要かつ基本的な人権である。裏返せば人身の自由の制約は生命の剥奪に次ぐ最大限の人権制約のひとつであり、人身の自由の保障は最大限に認められなければならないし、その制約は最小限でなければならない」 (国際人権法)

以下具体的に申し入れします。

- 一. 被収容者のそれぞれの言語において「退去強制令書」、「処遇規則」について説明すること、被収容者であっても受けられる権利を説明すること。
- 二. 長期収容の是正、収容は収容令書からの通算で 6 ヶ月を超えないこと。
- 三. 仮放免のより柔軟な適用と可否判断は 1 ヶ月以内に行い、不許可の場合はその理由を明示すること。
 - ①成田等で上陸拒否になった難民申請者、病者、日本に家族（特に子ども）がいる方などには早急な仮放免許可を求める。
 - ②準備が不可能と思われる高額な保証金の要求をやめる。
 - ③望まない帰国の受け入れをしないイラン国籍者、トルコ国籍クルド人などの激しい国際紛争地からの出身者には仮放免の柔軟な適用を行う。
- 四. 被収容者への医療体制の改善を求めます。
 - ①医師の診察無く薬を処方しないこと
 - ②外部医療機関への診療申出書に対して速やかに対処し、外部医療機関(専門医)への通院診療を認めること

- ③診療時希望する者には通訳を付ける（同国人の被收容者も可能とする）
- ④診療記録、診断書を渡すこと
- ⑤外部医療機関への通院に際しては手錠・腰縄付きを廃止する。

五. 処遇の改善について。

東日本入国管理センターにおいては 4 月 1 日より運動時間が 40 分程度から 10 分程度延長され、午後の居室外移動時間が 40 分延長され 5 時 10 分までとなったことを歓迎します。

- ①夕食後の自由時間を 9 時まで設けることを要望します。
- ②差し入れ可能品のさらなる拡充を求めます。
- ③家族面会の制限、家族面会室の仕切りは無くして下さい。

六. チャーター機による一斉送還、無理矢理の退令の執行、退去の係官による帰国の強要、特に家族の分離を強要、人格を否定するような脅迫行為は慎んで下さい。被收容者が裁判を受ける権利、在留特別許可の道を閉ざさない。

七、仮放免遵守事項の柔軟な運用を求めます。

特に報酬を伴う労働の禁止は生存権を否定するものであり人権上重大な制約です。

八、仮放免制度そのものを見直し、長期にわたる仮放免状態をなくし、正規の在留資格を付与する。

当会は、本「申し入れ書」に対する貴局の回答、貴局に関わるNGO、NPO、被收容者との話し合いに応ずることを求めます。

以上

連絡先 茨城県つくば市高野 1159-4 (TEL 029-847-5338)
牛久入管收容所問題を考える会 田中喜美子